



2021年4月23日

各位

会社名 日邦産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩佐 恭知
(東証 JASDAQ/名証第二部・コード 9913)
問合せ先 取締役コーポレート本部長 三上 仙智
(TEL. 052-218-3161)

フリージア・マクロス株式会社による 当社株式に対する公開買付けの買付条件等の変更、及び 新株予約権無償割当てに関するお知らせ

フリージア・マクロス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、本日付で、公開買付者より「日邦産業株式会社に対する公開買付けの条件変更に伴う「日邦産業株式会社（証券コード：9913）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」（以下「本公開買付者プレスリリース」といいます。）が公表され、買付け等の期間及び決済の開始日が下記1及び2のとおり変更されておりますので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けにおける買付け等の期間及び決済の開始日の変更にかかわらず、当社は、2021年3月8日付「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」及び2021年3月27日付「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当てに係る割当日及び基準日の変更に関するお知らせ」にて公表しております新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを予定どおり実施することといたします。詳細は以下のとおりです。

1. 買付け等の期間

(変更前)

2021年1月28日（木曜日）から2021年4月23日（金曜日）まで（60営業日）

(変更後)

2021年1月28日（木曜日）から2021年5月13日（木曜日）まで（70営業日）

2. 決済の開始日

(変更前)

2021年4月27日（火曜日）

(変更後)

2021年5月17日（月曜日）

詳細は、本公開買付者プレスリリースにてご確認下さい。

3. 新株予約権の無償割当ての実施について

当社が2021年4月22日付「新株予約権無償割当て差止仮処分決定の取消し等に対する保全抗告の結果（棄却決定）に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、2021年4月22日に、名古屋高等裁判所は、公開買付者による保全抗告（2021年4月7日付の名古屋地方裁判所の決定（2021年3月24日付の同裁判所における本新株予約権無償割当ての差止仮処分の決定を取り消す旨の決定、及び公開買付者の差止仮処分申立てを却下する旨の決定に対する保全抗告を指します。）を棄却する決定（以下「本棄却決定」といいます。）を行ってまいりました。

当社は、本棄却決定を受け、2021年3月8日付「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」及び2021年3月27日付「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当てに係る割当日及び基準日の変更に関

するお知らせ」にて公表しております本新株予約権の無償割当てを予定どおり実施することといたします。本新株予約権の割当ての効力発生日は2021年4月24日です。

なお、2021年4月22日付「新株予約権無償割当て差止仮処分決定の取消し等に対する保全抗告の結果（棄却決定）に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降に公開買付者による本公開買付けが撤回された場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から本対抗措置の発動の継続が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、本対抗措置発動の停止の決議を行い、本新株予約権に係る発行要項（2021年3月8日付「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」の「Ⅲ. 新株予約権の発行要項」をご覧ください。）第12項第(2)号に従い、割り当てた全ての本新株予約権を無償で取得いたします。この場合、当社による本新株予約権の取得に対する対価（当社株式）は交付されないこととなりますのでご注意ください。詳細は、2021年3月8日付「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」の「5. 本新株予約権の無償割当てが株主及び投資家の皆様に与える影響について」をご覧ください。

公開買付者の2021年4月22日付の「日邦産業株式会社の買収防衛策に基づく新株予約権無償割当て差止めの仮処分の取消等の決定に対する保全抗告の結果及び当該決定に対する許可抗告の申立てに関するお知らせ」及び本公開買付者プレスリリースによれば、公開買付者は本棄却決定に対して許可抗告の申立てを行うとのことです。当社としましては、公開買付者が2021年4月9日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書にて「保全抗告の申立てが名古屋高等裁判所により棄却又は却下されると公開買付者が判断した場合は（中略）その時点で、本公開買付けを撤回する方針です」と記載されており、その後、当該記載が変更されることがなかったことから、公開買付者は本棄却決定を受けて本公開買付けを撤回することを想定しておりました。公開買付者が許可抗告の申立てを行うことは、当社株主の皆様ひいては一般投資家の皆様の予見可能性を大きく損なう行為であると当社は考えており、非常に遺憾であると考えています。

以 上